

報道資料

○新型コロナウイルスの感染を確認しました

更新日: 2021年2月4日

発表内容

内容

令和3年2月3日、松山市で新型コロナウイルスの感染者が2名確認されました。
既存事例1名と新規事例1名(228例目)で、感染者は712・713人目です。
今後も、愛媛県と連携して、濃厚接触者を含めた積極的疫学調査や健康観察などを確実に実施していきます。

感染者の概要 ※令和3年1月30日(土曜日)～2月4日(木曜日)公表分

【708人目～713人目】

感染者	事例		性別		居住地	
	既存	新規	男	女	市内	市外
6名	3名	3名	3名	3名	6名	-

【年代】

10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代
-	-	-	1名	2名	2名	-	-	1名	-

【症状】

症状	あり(発熱、咳、咽頭痛、倦怠感、味覚・嗅覚障害など)					なし
発症日	1/22	1/26	1/27	1/29	1/31	-
人数	1名	1名	1名	1名	1名	1名
計	5名					1名

【職業、感染経路】

職業		感染経路	
会社役員	1名	家庭内	1名
会社員	1名	医療機関・社会福祉施設など内	1名
医療関係者	1名	仕事上の接触	1名
福祉関係者	1名	県外	1名
スポーツ関係者	1名	調査中	2名
無職	1名		

※感染経路は現段階の調査で可能性が推測されるものです。

※松山市立の学校は通常どおり活動しています。

感染拡大防止策の徹底のお願い

愛媛県内の特別警戒期間は、令和3年3月7日(日曜日)まで再延長されました。
市民の皆さんは気を緩めず、引き続き感染拡大防止策の徹底をお願いします。

1. 感染拡大地域との不要不急の往来や、これらの地域の方々との会食は、親しい間柄でも避けてください。
やむを得ない事情で往来する場合も、感染回避行動を徹底し、帰松後2週間はなるべく他人との接触を避け、健康観察に努めてください。
2. 会食は、4人以下の少人数、短時間で、同居のご家族や、いつも顔を合わせているメンバーをお願いします。
3. マスクを着用せず、長時間、近距離での会話は避けるなど、基本的な感染回避行動を徹底してください。

報道機関の皆さんへのお願い

松山市では、感染症法第16条第1項の規定に基づき、感染症の予防のため情報を公表しますが、同第2項により個人情報の保護に留意する必要があります。報道に当たり、プライバシーの保護にご配慮ください。

お問い合わせ

保健福祉政策課

〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 別館3階

課長:石橋 修

担当執行リーダー:池田 友則

電話:089-948-6821

E-mail:hokenseisaku@city.matsuyama.ehime.jp

防災・危機管理課

〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2

課長:川崎 正彦

担当執行リーダー:竹場 登

電話:089-948-6794

E-mail:ST-HONBU@city.matsuyama.ehime.jp